

三ドル弁護士の 独り言

弁護士
田中 勇輝

part 4

～司法修習の思い出～

昨年の2月に、1週間だけ司法修習生の受入れをさせて頂きました。ロースクール生には毎年来てもらっていましたが、修習生と接したのは久しぶりでしたので、最近の修習の状況も分かって良い体験となりました。そこで、今回は、司法修習とはどういふものかということを書いてみたいと思います。



● 司法修習とは

司法修習は、司法試験合格後、約1年にわたって行われ、司法修習の最後に受ける卒業試験（通称、「二回試験」）に合格すると、晴れて、弁護士、検察官、裁判官となることができます。

私の頃は、司法試験が5月に行われ、合格発表が9月、司法修習が12月からというスケジュールでしたが、今は、司法試験は7月、合格発表が11月、司法修習は翌年4月からとなっています。

司法修習は、大きく、実務修習と集合修習に分けられます。実務修習とは、47都道府県の修習地に分かれて、各地の裁判所、検察庁、弁護士事務所で、実際の実務を体験します。集合修習とは、埼玉県和光市にある司法研修所に集合して、約2か月間、座学を受け、起案と呼ばれる書面作成を徹底的に行います。

● 実務修習とは

実務修習は、47都道府県に分かれて行われますが、まず、この修習地は合格者の希望によって決められます。ただ、例えば沖縄や札幌などの希望が集中する人気の場所は希望してもそのまま皆が配属させてもらえるわけではなく、研修所が決定をすることになります。第6希望地くらいまで書いて提出をする仕組みだったと記憶しています。

私は、埼玉を希望し、埼玉での修習となりました。場所ごとによって、人数も異なり、埼玉では72名の修習生でしたが、例えば愛媛県などは20名くらいだったと聞いています。

その実務修習地で、裁判修習と言って、裁判所では民事部と刑事部にそれぞれ配属され、一人の裁判官が担当する事件を、裁判官席の横に座って見て、裁判官と意見交換をしたり、判決の予想の起案を書いたりします。

次に、弁護修習と言いますが、一人一人にそれぞれ一人の指導担当弁護士が割り振られ、その弁護士事務所約2か月間を過ごします。それも、裁判所と同じく、その弁護士に付いて回って、意見交換をしたり、書面の作成を手伝ったりします。

ここまでの、裁判修習、弁護修習は、はっきり言って、実務見学ツアーくらいのもので、実務を自分で行うというよりは、実務家が行っているのを見て学んでねという感じです。

それに対して、検察庁での修習は、少し色合いが異なり、実際に、被疑者の取調べを修習生が行います。これは、ある意味で大変面白いですし、またある意味で大変プレッシャーでした。実際にそれが記録として捜査記録に残るものですので、指導担当検事の厳しいチェックが入ります。ましてや私の頃は、まだ厳しい体育会系の雰囲気が残る検察時代で、私の指導担当検事は、軍曹のよ

うな厳しい人でした。今でこそ言わんとすることは分かるのですが、私が昼休み終了3分前くらいに休んでいる検事に質問をしようとしたところ、手でシッシッと追い払われ、昼休み終了後に、みんなの前で、「人の休憩時間を奪う大馬鹿者がいる」とお説教をされました。そんな雰囲気の方でしたので、被疑者取調べに対する指導もそれはそれは大変厳しい有り難い指導を受けました。良い時代ですね。半分は皮肉ですが。

● 集合修習とは

集合修習では、実務で必要な考え方や書面の作成方法を学ぶのですが、実際には、二回試験の合格のための講座を受けているようなイメージです。民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護、刑事弁護という5科目について、各科目について研修所教官が一クラスに一人就きます。そして、毎日のように、何時間も書面作成をして、A～Eという評価が付けられて返却されます。

司法試験では、事案に対してどの法律を適用して、その法律をどのように解釈するのかを披露することが求められますが、研修所で教わるのは、実際の事件の中の事実の部分について、どのような事実をどのように評価して認定するのかということです。刑事事件で言うと、司法試験では、窃盗罪が問題となっても、Aさんが何か犯罪行為を行ったこと自体は争われていませんが、研修所では、犯人性と言って、この人が犯人であるかどうかからどのような事実を認定するのかを学ぶということになります。

● 二回試験とは

二回試験とは、なぜそう呼ぶかと言うと、司法試験が一回目で、司法研修所の卒業試験が二回目の試験だからです。

科目は、上記の民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護、刑事弁護の5科目ですが、やり方は、一見実にハードで、各科目それぞれ丸一日で7時間以上記録を読んで起案を続け、それを5日間で行うという試験です。十何年も前だとさすがにどういう試験だったか思い出せませんし、あまり辛かったという記憶もありませんが、受けている間は大変だったと思います。7時間ですので、その間昼食も自分の机で食べながら、試験を続けることとなります。

また、それぞれバラバラになった答案用紙何十枚かを書くのですが、それを最後に紐で、自ら綴じなければならず、嘘か真か、その綴じ込みが不完全でばけてしまうとそれだけで不合格になるという話でした。

ただ、この二回試験は合格率98%以上で、よほどの失敗をしなければ合格する試験です。しかしながら、その試験を落ちてしまうと、翌年の試験まで1年間何もできない浪人生活をするようになってしまうので、プレッシャー自体はかなりあったと思います。

● 終わりに

そのような1年を経てようやく実務家として出発することができますが、実際のところ、裁判修習や弁護修習は見学ツアーのようなものになってしまっていますので、もう少し実践的な経験をできるカリキュラム作りがあっても良いのではないかと個人的には思っています。

前回のニュースでお話したロースクール教育についてはしきりに改革の声が叫ばれていますが、司法修習についてはそこまで問題とされていないように思います。法曹の中では、司法研修所の教育体制には絶対の信頼があり、確かに集合修習での教育は良いものとなっていました。実務修習は、指導担当者がきちんと真面目に見てくれるだろうという性善説の下に行われているので、指導の質にバラツキがあり、これをカリキュラム化する改革があっても良いのではないのでしょうか。